

私たちの「困った！」を助ける様々な制度

こんにちは、平和と民主主義をともにつくる会・東京です。



コロナ対策でお困りごとはございませんか？
私たちは、千住フードパントリーでの食料品の配布活動に取り組んでいます。
また、様々な相談事対応もおこなっております。

役所に相談したくても、窓口が混雑していたり、直接窓口へ行っても
「予約を取ってください」とその場で対応してもらえない事もあります。



制度はあっても使いにくい・使えないものも少なくありません。
以下の制度や取り組みなど、利用を検討される方は
ぜひ一度私たちにご相談ください。

個人情報など秘密は厳守いたします。
お力になれるよう、頑張ります♪



お問い合わせはこちらへ・・・

平和と民主主義をともにつくる会・東京

tomonitsukurukai.tokyo@gmail.com

090-5646-4273

足立区千住関屋町 8-8 2階

<p>特別定額給付金</p> <p>世帯単位、1人10万円給付</p>	<p>【足立区へ申請】</p> <p>5月下旬から申請用紙配布。 6月1日～8月31日までに申請書を提出します。</p> <p>DV 避難をされている場合は、区役所へ届け出することで居住自治体で受け取ることもできます。 (要件：配偶者暴力防止法による保護命令を受けている事、保護証明書の取得、住民票の移動と閲覧制限等措置の対象となっていること、など。4月30日以降でも届け出は可能)</p>
<p>子育て世帯臨時特別給付金</p>	<p>【足立区へ申請】</p> <p>5月下旬頃に支給対象者へ案内が送付される予定。 対象：4月に児童手当（0歳～中学3年生）を受けている児童1人あたり1万円</p>
<p>緊急小口資金 (貸付)</p>	<p>【足立区社会福祉協議会・申請（郵送対応あり）】</p> <p>個人事業主や学校休業により休業等影響を受けた世帯 貸付：20万円以内 *無利子、連帯保証人不要 返済：1年の据え置きの後、2年以内（24回払い）</p> <p>特例：償還時においても所得減少が続く住民税非課税世帯は償還免除も検討中</p>
<p>総合支援金 (貸付)</p>	<p>【足立区社会福祉協議会・申請（郵送申請あり）】</p> <p>失業など生活の立て直しが必要な世帯 貸付：2人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内 期間：原則3か月以内 *無利子、連帯保証人不要 要件：自立相談支援の継続的な支援を受けること 返済：1年の据え置きの後、10年以内 特例：償還時においても所得減少が続く住民税非課税世帯は償還免除も検討中</p>
<p>電気・ガス代の支払い猶予</p>	<p>【各社へ申し込みが必要】</p> <p>対象：緊急小口資金、総合支援資金の貸し付けを受けた人</p> <p>3月以降の電気やガス代を、1か月もしくは2か月ほど先延ばししてもらえます。</p>
<p>住居確保給付金</p>	<p>【区内の福祉事務所で申請】</p> <p>離職・廃業（2年以内）に加え、収入が一定の水準に減少した人へ住宅扶助と同額の家賃を直接大家さんに払ってくれる。</p>

	<p>収入要件（世帯合計）*申請月翌月も減収証明があれば可 単身 13.8 万円/2 人世帯 19.4 万円</p> <p>資産要件 単身 50.4 万円/2 人世帯 78 万円</p> <p>年齢要件 （65 歳以下）撤廃</p> <p>家賃給付額 単身 5 万 3700 円、2 人世帯 6 万 4000 円、3 人世帯 6 万 9800 円（原則 3 か月、最大延長 9 か月まで）</p>
<p>生活保護</p>	<p>【区内住所地管轄の福祉事務所】</p> <p>失業や困窮して、働けなくなった場合に生活に必要な最低限の保護を受けることができます。</p> <p><u>窓口での申請が必要となります。資産要件等もあり詳しい者が同行することで状況の説明などスムーズになる場合もあるので、検討される方はご相談ください。</u></p>
<p>緊急対策融資 (経営資金融資あっせん)</p>	<p>【足立区役所】</p> <p>利子補給と信用保証料全額補助 融資限度額は 1000 万円です</p>
<p>東京都感染拡大防止協力金</p>	<p>【東京都】</p> <p>対象施設となる中小企業、個人事業主で 4 月 16 日～5 月 6 日のすべてにおいて休止、もしくは食事提供施設の場合は時間短縮などおこなう場合に給付されます。 1 施設 50 万円、(2 事業所以上の場合は 100 万円)</p>
<p>大学等の学生支援策</p>	<p>【各学校へ】</p> <p>明治学院、早稲田、立教大などで独自の給付など行われ出しています。 「中等教育及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会」ウェブサイト に情報が掲載されています。 http://mushou.jinken-net.org/</p>
<p>食の支援</p>	<p>【各種、フードパントリー、子ども食堂等】</p> <p>足立区内に、ひとり親世帯や食にお困りの方へ無料で食料をお渡ししているフードパントリーがいくつかあります。</p>

世帯状況により、対応可能なパントリーをご紹介しますのでお問い合わせください。

傷病手当金

【協会けんぽ／国民健康保険】

感染した人、もしくは疑いがあり検査結果が判明するまで給食した場合に、3日以上休んだ場合に、4日目以降の休業に対し給与の3分の2の手当金の給付を受けることができます。

足立区でも条例が改正され、国民健康保険に加入している人も「傷病手当」が受け取れるようになりました。

休業手当

【労基法・各企業から支給】

会社の責任で休ませた場合に平均賃金の60%を受け取ることができます。

しかし、政府が「緊急事態宣言を受けた休業は『会社都合』ではない」と言っており、当てはまらないケースもあります。

労働組合が交渉し休業手当支給を勝ち取るケースもあります。

失業手当

【雇用保険・ハローワーク】

退職前2年間の間に雇用保険加入期間（1か月に11日以上働いた月）が12か月あり求職活動をしている場合受け取れます。受給できる期間は、失業の理由（会社都合か、自己都合か）によって変わってきます。

小学校休業等対応助成金

【事業主への給付】

臨時休校に伴い子どもの世話のために労働者に有給休暇（賃金全額支給）させた事業主へ給付される。

雇用調整助成金

【事業主への給付】

経済的理由で事業活動を縮小した事業所で、雇用維持のために要した休業手当費用を助成。